

第 119 回 周防大島町農業委員会総会

1 開催日時 令和 7 年 9 月 16 日 (火) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 10 分
2 開催場所 久賀公民館 2 階 大会議室

3 出席農業委員 (10 人)

1 番 宮本 平
2 番 岡崎 裕一
3 番 大谷 正樹
4 番 沖村 和哉
5 番 角井 雅之
6 番 小柳 貴史
7 番 褐田 光夫
12 番 沖 貴美枝
13 番 田中 豊文
14 番 廣岡 隆義 (会長)

4 欠席農業委員 (4 人)

8 番 大内 清香
9 番 岡村 淳史
10 番 藤元 敬介
11 番 東谷 邦夫

5 出席農地利用最適化推進委員 (5 人)

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

審査会1 周防大島町農業委員会タブレット端末機貸与及び運用規程の制定について

報告事項1 農地現況証明願による現況証明について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 大久保弘史

書記 小田 康雄

書記 泉口 洋平

書記 田村 謙介

議長

それでは、只今より第 119 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議案件は、議案 8 件、審査会 1 件、報告事項 2 件となっております。慎重審議のうえで決定をいただきますようお願いを申し上げます。それでは本日の出席者についてご報告をいたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 10 名、欠席委員 4 名、農地利用最適化推進委員につきましては 5 名ご出席をいただいております。よって、農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名をいたします。本日の議事録署名人は、農業委員 12 番沖委員と 13 番田中委員によろしくお願いをしたいと思います。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 1 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、1 ページから 4 ページをご覧ください。本事案については、住居に近く、耕作に便利な申請地を譲り受け、営農活動を始めたい譲受人の要望に対し、譲渡人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、ハーブや季節野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員 13 番田中委員、推進委員 13 番吉村委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

13 番

13 日の土曜日に吉村委員と 2 名で現地の方を確認しまして譲受人の●●さんからお話をお聞きしました。特に申請書の内容それから説明内容とこの申請書と齟齬がありませんので特に私からは報告することはありません。

議長

13 番吉村委員。

13番
(推進委員) この土地はですね、平らな部分と斜面となっている部分と斜面反対側の部分がありまして、平らな部分ではすでに野菜等栽培されておりまして、今流行りの菌ちゃん農法とかっていうのですでに耕作をされております。斜面の部分につきましては、五段ぐらいの段々畑になっておりまして、それぞれの段に野菜や花を植えられているということでございました。それから反対側の部分については、竹林ということでそこでタケノコを採取するということでございまして、もうすでに全面有効に利用されているという状況でございました。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願ひいたします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可をすることに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可をすることに決定をいたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.2についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、4ページから7ページをご覧ください。本事案については、高齢で農業後継者がいないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、自宅裏の申請地を取得し、営農活動に力を入れたい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や今後の確保予定、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、季節野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員13番田中委員、推進委員13番吉村委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

13番 これも 13 日に吉村委員と 2名で現地を確認しまして譲受人の●●さんご夫妻からお話を聞きしております。申請書の内容と特に齟齬がございませんので私からは補足説明はありません。

議長 吉村委員。

13番 (推進委員) このすぐ隣に住んでおられまして、奥様はそこで習い事の教室をされているということでございまして、その窓からも見えるところにその畑があるということでございます。営農計画書にありますとおり、これまでご主人さんが草刈り等で管理されているということで、数年前まではここで耕作をされていた実績があるということですぐにでも使えるというような状況でございました。ご主人は今年度末をもって定年退職をされるということですぐにでも農業に従事できるという状況でございました。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願ひいたします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可をすることに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可をすることに決定をいたします。続いて、No.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.3についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、8ページから11ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住しており、継続して管理が困難になった申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、自宅に隣接する申請地を取得し、柑橘栽培を取り組みたい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、引き続き柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には

該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 12 番沖委員、推進委員 2 番村田委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

12 番 10 日に推進委員の村田さんと現地を見に行き譲受人の方に話を聞いてきました。園地は家のすぐ裏でこの 6 月か 7 月まで他の方が作られていましたが今回の更新は歳を取ってできないということで、園地を譲り受けて作ることにしたと言わっていました。以前両親がミカンを作られていたので一通りの農機具はあるけど知り合いの方に農薬散布を協力してもらひながらやっていきたいと言わっていました。今まで他の方が作られていた園地で家のすぐ裏で協力をしてもらえる方もいるので問題ないかと思います。以上です。

議長 引き続きまして村田委員。

2 番 今農業委員の沖さんから話がありましたその通りなんですが、以前にも昔農業ミカンづくりをやってたということも聞きましたし、農薬散布等は親戚の方にやってもらえると言うようなことで何ら問題ないと思います。以上です。
(推進委員)

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願ひいたします。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可をすることに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可をすることに決定をいたします。続いて、No.4 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No.4 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、11 ページから 16 ページをご覧ください。本事案については、高齢で施設に入所しており、耕作、管理ができないため申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、當農計画書の農機具の購入予定、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されま

す。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、果樹や季節野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員12番沖委員、推進委員2番村田委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

12番 10日の日に推進委員の村田さんと現地を見に行き、譲受人の方に話を聞いてきました。譲受人の方と譲渡人の方は親戚で譲渡人の方の身内の方が山口県を出られていて大島に戻ることもないから今回すべてを譲り受けることにされたと言われていました。申請地は3か所で13ページの申請地●●●●は倉庫があり、周りには防草シートが張られていました。申請地の●●●●は草枯らしがかかっていて畑にしようと思えばすぐにできるのではないかと思います。申請地●●●●から●●●●は以前は田んぼだったみたいですが、もう何年も作られてないのですぐに畑にするのは少し大変かと思いますが、将来的に譲受人の方のお父さんや近隣の方にも色々教えてもらいながら畠づくりができたらいいなと思います。以上です。

議長 続きまして村田委員。

2番 (推進委員) この件につきましては、3か所に場所が分かれてますが、1番2番の最初の狭い方は問題ないと思います。道のそばですし。最後の3つの地区が1つになった広いところは場所的にはですね、日当たりもいいし今は草がボウボウと生えてすぐに作業というか農地にするには難しい。草をまず刈ったり、譲受人の話によりますとすぐにこれを何か植えにやいけんといかいう切羽詰まった考えはなくていずれ時間とか予算とかできたら農業始めたいというんでそれまでは防草シートとかそういうもので草を刈ったあとは落ち着くまでそれをかけて置いておきたいというようなことを言われてましたが、場所も日当たりはいいし非常にいいところだと感じました。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願ひいたします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可をすることに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可をすることに決定をいたします。続いて、No.5についてでございますけれども、本件は私の担当議案でござい

	ますので、議事の進行を宮本職務代理と交代をいたします。
職務代理	それでは、No.5について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.5についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、17ページから21ページをご覧ください。本事案については、農地中間管理事業により貸し借りしていた申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものあります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、引き続き果樹を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
職務代理	引き続きまして、地区担当の農業委員14番廣岡委員、推進委員13番吉村委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。
14番	この案件につきましては、13日に吉村委員と2人で●●くんにご案内いただいて圃場を確認させていただきました。今説明があった通りで以前からすでに●●くんが管理を受けております。地図上で申し上げますと●●●●についてはすでに青島からレモンへの植栽が改植が済んでおって、確か3、4年生くらいの状況だと。●●●●についてはもう4、5年生くらいの状況になって若干もう始まつたる状況でございます。適正な維持管理ができておりますので、計画的に更新をして改植をして推進しておる状況を踏まえ今回の譲渡に至ったんではないかと推察をさせていただいております。以上でございます。
職務代理	吉村委員お願いします。
13番 (推進委員)	今説明があったとおり何も問題ない、人場所等とも何も問題ないと思います。以上です。

職務代理 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。それでは議事の進行を廣岡会長に戻します。

議長 続いて日程2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.1についてご説明させていただきます。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。続いて許可基準についてご説明いたします。資料は、21ページから25ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明いたします。農地の区分は、日良居出張所から南東に125mに位置する、第3種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲渡人は遠方に居住し申請地の管理が困難なため、自治会が管理するコミュニティー施設及び共同墓地の利用者のための駐車場として無償で借り受け、利用する計画であります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金残高の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後1ヶ月以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員5番角井委員、推進委員15番中尾委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

5番

先日推進委員の中尾さんと共に当該園地を確認してまいりました。その際●●地区の●●さんにご一緒していただきまして詳しい話を伺っております。当該農地は四方を宅地に囲まれてしまっております、今後農地としての拡張性もなくまた現状雑木も生えてきているような荒れた農地となっております。そこをですね、無償で借り受けて今生えている雑木なども伐根や草刈りなどできれいにしてですね、駐車スペースとして活用したいということでした。特に砂利とかアスファルトを敷くといった舗装は考えておらず、そのまま裸地にして車を停められるようにするということでした。ここに荒れた畠があるよりはですね、こういった駐車スペースとして活用できる方が地域としても良い面が多いと思いますので、特に問題ないんじゃないかと考えております。以上です。

議長

続きまして中尾委員。

15番
(推進委員)

今説明がありましたように地区の自治会が借りてですね、駐車場として利用するということで特に今からの管理についても自治会が行うということで特に問題ないというふうに考えております。以上です。

議長

ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願ひいたします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可をすることに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可をすることに決定をいたします。続いてNo.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.2についてご説明させていただきます。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。続いて許可基準についてご説明いたします。資料は、26ページから30ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明いたします。農地の区分は、久賀総合支所から南南東に約2.4kmに位置する、過去に公共投資の対象となっていない第2種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は町外に住所を有する法人で、不動産業や建設業を主に営んでおりますが、エネルギー分野において事業の拡大を図るため申請地を譲り受け、系統用蓄電所として利用する計画であります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写し及び残高証明書が添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する

者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後2年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等について、該当はありませんが、参考に中国電力ネットワークとの間で系統用蓄電所設置・連係に係る契約の承諾済みです。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、申請地に隣接する法定外公共物について、払下げ後一体利用する予定です。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地への営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員6番小柳委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

6番 先日松田推進委員と一緒に現地を確認してきました。現地についてはもうずいぶん前から農地としては利用されてない場所で、周りもほぼ山になっているような状態で周りの営農に支障が出たりということもないと思いますし、以前この地図の東側部分が土砂崩れが起きたことがあるんですけどもその時に崩れたところも山崩れの危ないところは今は無いのかなという印象を受けました。特に問題ないのかなと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願ひいたします。岡崎委員。

2番 ちょっと質問なんですかけれどもこれ契約書の方にですね、26ページの契約書に1m²当たりの売買価格が●●●●円になっているんですけれどもこれはこれでよろしいんでしょうか。

議長 事務局答弁できますか。

事務局 すみません。これは1m²当たりじゃなくて全体を含めての価格になっております。以上です。

2番 ありがとうございます。

議長 他に何かご質問がありましたらお願ひします。宮本委員。

1番 この水路とか通路払下げということになっておりますが、今回の対象の畠以

外にかかっている部分も払下げられるということになるんですかね。かかっていない部分はどういう扱いなんでしょうか。

事務局 申請者側からお伺いしているのは議案資料の 28 ページこの黄色部分これの部分のみ払下げ予定ということを聞いております。以上です。

6 番 現地見た限りではこの地図上ではそうなってるんですけども見た感じでも全然何もないような状態です。埋まっていますね。

議長 水路の機能は発揮できていないということ。

1 番 わかりました。ありがとうございます。

議長 他にご質問がありましたら。よろしいですかね。ご質問も無いようすで採決をいたします。本件を許可をすることに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。本件を許可をすることに決定をいたします。続いて No. 3 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 3 についてご説明させていただきます。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。続いて許可基準についてご説明いたします。資料は、30 ページから 36 ページをご覧ください。本案件は、令和 7 年 3 月の総会で農用地からの除外についてお諮りした案件となります。まず、立地基準についてご説明いたします。農地の区分は、役場大島総合支所から南東に約 1.1 km に位置する、過去に公共投資の対象となっていない第 2 種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は町外に住所を有する個人で、高齢の親が居住する住宅に近い申請地について、自己用住宅を建築する計画となります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、全額融資での対応ということで、住宅ローン事前審査結果に係る承認通知が添付されており、確実であると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後約 2 年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当はありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当はありません。次に計画面積の妥当性についてですが、

事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 本日地区担当の藤元農業委員が欠席でございますので、推進委員 9 番藤岡委員からその後の補足説明などを願いいたします。

9 番 (推進委員) 9日の日に農業委員の藤元さんと現地を確認してまいりました。3月に除外申請があった通りでございます。現地は周辺の農地に別段影響することもないように思われますので別段問題があるとは思いません。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可をすることに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可をすることに決定をいたします。続いて日程 3、審査会 1 に移ります。周防大島町農業委員会タブレット端末機貸与及び運用規定の制定について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事前にお送りしております、周防大島町農業委員会タブレット端末機貸与及び運用規程をご覧ください。7月総会審議後の事務連絡の際にもお伝えさせていただきましたが、現在、農地パトロールの結果入力などタブレット端末機をご活用して頂いておりますが、今後農業委員会総会の運営についてもタブレット端末機を用いてすすめていきたいと考えております。それにあわせ、農業委員会において、タブレット端末機の運用取扱等の基準を定めるため、今回審議事項に挙げさせておりますのでご審議の程よろしくお願ひいたします。説明は以上です。

議長 本件につきまして、ご質問がありましたらお願ひします。

(質問、意見なし)

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。本件に異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって本件について、承認することといたします。
続いて、日程4、報告事項1、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いします。

事務局 はい、報告事項1、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。油宇、戸田にて2件の現況確認を行い、農地、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は36ページから42ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などがありましたらお願ひいたします。よろしいですかね。特にご質問も無いようですので皆様のご了承をお願いいたします。以上をもちまして第119回周防大島町農業委員会総会を閉会をいたします。長時間の審議、ご苦労様でございました。

上記は、令和 7 年 9 月 16 日開催の第 119 回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 7 年 10 月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____